

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律要綱

第一 目的

(第一条関係)

電話が即時に隔地者間の意思疎通を行う手段として重要な役割を担っていることに鑑み、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関し、国等の責務、総務大臣による基本方針の策定、電話リレーサービス提供機関の指定、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金の交付等について定めることにより、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とすること。

第二 定義

(第二条関係)

一 この法律において「聴覚障害者等」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある者をいうものとする。

二 この法律において「電話リレーサービス」とは、次のいずれにも該当するものをいうものとする。

1 聴覚障害者等からの電気通信回線を通じた求めに応じ、当該聴覚障害者等が指定した者に電話をかけ、手話その他総務省令で定める方法により、当該聴覚障害者等と当該電話を受けた者の意思疎通を

仲介すること。

2 聴覚障害者等宛ての電話を受けて、当該聴覚障害者等に電気通信回線を通じてその旨を連絡し、手話その他総務省令で定める方法により、当該電話をかけた者と当該聴覚障害者等の意思疎通を仲介すること。

第三 国の責務

(第三条関係)

一 国は、聴覚障害者等、地方公共団体、電話提供事業者（電話の役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）であつて、同法第五十条の二第一項又は第五十条の十一の指定を受けた者をいう。以下同じ。）その他の関係者と協力して、第七の一の基本方針及びこれに基づく聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策の内容について、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

二 国は、教育活動、広報活動等を通じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する国民の理解

を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないものとする。

第四 地方公共団体の責務

(第四条関係)

地方公共団体は、国の施策に準じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

第五 電話提供事業者の責務

(第五条関係)

電話提供事業者は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化において自らが果たす役割の重要性に鑑み、情報通信技術その他の技術を活用し、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

第六 国民の責務

(第六条関係)

国民は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の重要性について理解を深めるとともに、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に必要な協力をするよう努めなければならないものとする。

第七 基本方針

(第七条関係)

一 総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針（以下「基本方針」とい

う。)を定めなければならないものとする。

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の意義に関する事項

2 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策に関する基本的な事項

3 第八の三に掲げる業務（以下「電話リレーサービス提供業務」という。）の実施方法及び電話リレ

ーサービスの利用に係る料金に関する事項その他電話リレーサービス提供業務に関する基本的な事項

4 1から3までに掲げるもののほか、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する重要事項

三 総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、厚生労働大臣に協議しなければならないものとする。

第八 電話リレーサービス提供機関

一 総務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、電話リレーサービス提供業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサー

ビス提供機関として指定することができるとすること。

(第八条第一項関係)

二 総務大臣は、一の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、一の指定をしてはならないものとする。

(第八条第二項関係)

1 十六又は十七により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

2 その役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、

又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(二) 十一の命令により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規

定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(3において

「暴力団員等」という。)

3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三 電話リレーサービス提供機関は、基本方針に従って、次に掲げる業務を行うものとする。

(第九条関係)

1 電話リレーサービスを提供すること。

2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程（以下「電話リレーサービス提供業務規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならないものとする事。

(第十条第一項関係)

五 総務大臣は、四の認可の申請が次のいずれにも適合していると認めるときは、当該認可をしなければならぬものとする事。

(第十条第二項関係)

1 基本方針に適合し、かつ、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項が適正かつ明確に定められている事。

2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでない事。

3 電話リレーサービスの利用者の利益を不当に害するおそれがあるものでない事。

六 電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣の認可を受けなければならないものとする。

（第十一条第一項関係）

七 電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならないものとする。

（第十一条第三項関係）

八 電話リレーサービス提供機関は、総務大臣の許可を受けなければ、電話リレーサービス提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないものとする。

（第十二条関係）

九 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と電話リレーサービス提供業務に係る経理とを区分して整理しなければならないものとする。

（第十三条関係）

十 電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員の選任及び解任は、総務

大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

(第十四条第一項関係)

十一 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、四の認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程に違反する行為をしたとき、又は電話リレーサービス提供業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、電話リレーサービス提供機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができるものとする。

(第十四条第二項関係)

十二 電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、電話リレーサービス提供業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(第十五条関係)

十三 電話リレーサービス提供機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、電話リレーサービス提供業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならないものとする。

(第十六条関係)

十四 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電話リレーサービス提供機関に対し、電話リ

レーサーサービス提供業務に関し報告をさせ、又はその職員に、電話リレーサーサービス提供機関の事務所に立ち入り、電話リレーサーサービス提供業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする事。

(第十七条第一項関係)

十五 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、電話リレーサーサービス提供機関に対し、電話リレーサーサービス提供業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする事。

(第十八条関係)

十六 総務大臣は、電話リレーサーサービス提供機関が二の2又は3に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬものとする事。

(第十九条第一項関係)

十七 総務大臣は、電話リレーサーサービス提供機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて電話リレーサーサービス提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする事。

(第十九条第二項関係)

1 電話リレーサーサービス提供業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

2 指定に関し不正の行為があつたとき。

3 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、又は四の認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程によらないで電話リレーサービス提供業務を行ったとき。

第九 電話リレーサービス支援機関

一 総務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、二に掲げる業務（以下「電話リレーサービス支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス支援機関として指定することができるものとする。

（第二十条関係）

二 電話リレーサービス支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。（第二十一条関係）

1 電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金を交付すること。

2 電話リレーサービス支援業務に要する費用に充てるための負担金を徴収すること。

3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 電話リレーサービス支援機関は、電話リレーサービス支援業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス支援業務の実施方法その他の総務省令で定める事項に関する規程を定め、総務大臣の認可

を受けなければならないものとする。

(第二十二條第一項関係)

四 総務大臣は、三の認可の申請が次のいずれにも適合していると認めるときは、当該認可をしなければならないものとする。

(第二十二條第二項関係)

1 電話リレーサービス支援業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 聴覚障害者等及び電話提供事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

五 電話リレーサービス支援機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第二十三條第一項関係)

六 電話リレーサービス支援機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならないものとする。

(第二十三條第三項関係)

七 電話リレーサービス支援機関は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供機関に対して、二の一の交付金を交付しなければならないものとする事。

（第二十四条第一項関係）

八 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、総務省令で定める方法により交付金の額を算定し、電話リレーサービス支援業務諮問委員会の議を経て、当該年度の開始前に（指定を受けた日の属する年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）、総務省令で定めるところにより、交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならないものとする事。

（第二十四条第二項関係）

九 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、電話提供事業者であつて、その事業の規模が総務省令で定める基準を超えるものから、二の二の負担金を徴収しなければならないものとする事。

（第二十五条第一項関係）

十 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、総務省令で定める方法により負担金の額を算定し、電話リレーサービス支援業務諮問委員会の議を経て、当該年度の開始前に（指定を受けた日の属する年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）、総務省令で定めるところにより、負担金の額及び徴収方法に

ついて総務大臣の認可を受けなければならないものとする。こと。 (第二十五条第二項関係)

十一 電話リレーサービス支援機関は、十の認可を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法を特定電話提供事業者へ通知しなければならないものとする。こと。 (第二十五条第三項関係)

十二 特定電話提供事業者は、十一の通知に従い、電話リレーサービス支援機関に対し、負担金を納付する義務を負うものとする。こと。 (第二十五条第四項関係)

十三 電話リレーサービス支援機関は、十一の通知を受けた特定電話提供事業者がその納付期限までに当該通知に係る負担金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならないものとする。こと。 (第二十六条第一項関係)

十四 電話リレーサービス支援機関は、電話リレーサービス支援業務を行うために必要があるときは、電話提供事業者に対し、資料の提出を求めることができるものとする。こと。 (第二十七条第一項関係)

十五 総務大臣は、電話リレーサービス支援機関から要請があつた場合において、電話リレーサービス支援業務を行うために特に必要があると認めるときは、電話リレーサービス支援機関に対し、必要な資料

を交付し、又は閲覧させることができるものとする。 (第二十七条第三項関係)

十六 電話リレーサービス支援機関には、電話リレーサービス支援業務諮問委員会を置かなければならぬものとする。 (第二十八条第一項関係)

十七 電話リレーサービス支援業務諮問委員会は、電話リレーサービス支援機関の代表者の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他電話リレーサービス支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を電話リレーサービス支援機関の代表者に述べる。 (第二十八条第二項関係)

十八 電話リレーサービス支援業務諮問委員会の委員は、電話提供事業者及び聴覚障害者等の福祉に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、総務大臣の認可を受けて、電話リレーサービス支援機関の代表者が任命するものとする。 (第二十八条第三項関係)

十九 第八の二及び八から十七までは、電話リレーサービス支援機関及び電話リレーサービス支援業務について準用するものとする。 (第二十九条関係)

一 総務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、聴覚障害者等の福祉の増進に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないものとする事。 (第三十条関係)

二 省令への委任について、所要の規定を設けるものとする事。 (第三十一条関係)

第十一 罰則 (第三十二条及び第三十三条関係)

罰則について、所要の規定を設けるものとする事。

第十二 附則 (附則関係)

この法律の施行期日等について定める事。